

一般競争入札約款

(趣旨)

第1条 この約款は、公益財団法人千葉県産業振興センター財務規程（以下「財務規程」という。）その他の法令に定めるもののほか、公益財団法人千葉県産業振興センターが発注する物品の購入又は製造、印刷の請負及び委託業務等（以下「物品・委託等」という。）の契約において実施する一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者 公益財団法人千葉県産業振興センター理事長をいう。

(2) 主 務 課 長 一般競争入札を実施する当該物品・委託等の契約に関する事務を分掌する課長をいう。

(対象)

第3条 予定価格が5百万円以上の当該物品・委託等の契約は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合で、「公益財団法人千葉県産業振興センター機種等選定・委託事業等業者選定審査会」において指名競争入札又は随意契約によることとされたものを除く。

(1) 物品・委託等の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをする場合

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(4) 財務規程第56条第1項ただし書きの規定により随意契約により契約を締結する場合

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止措置及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を当該物品・委託等の公告日から開札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 当該物品・委託等の開札日前3年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターにおける入札及び契約の履行に当たり、下記のいずれかに該当する行為を行ったと認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した者

① 契約の履行における故意に工事若しくは製造を粗雑にする行為、又は物件の品質若しくは数量に関する不正行為

② 競争入札又はせり売りにおける、その公正な執行を妨げる行為又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する行為

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為

- ④ 公益財団法人千葉県産業振興センター職員が契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために行う監督又は検査を妨げる行為
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しない行為
- ⑥ 一般競争入札又は指名競争入札において落札しながら、正当な理由がなくて契約を締結しない行為
- ⑦ 低入札価格調査において、虚偽の低入札価格調査報告書等の提出又は虚偽の説明をする行為
- ⑧ この号（⑧を除く。）に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用する行為

（４）千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査等取扱要領に基づき、入札参加資格を取り消されている者又は競争入札に参加させないこととされている者

（５）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

（６）当該物品・委託等の開札日前６月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生開始手続きが決定されていない者

（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者

３ 前２項に規定するもののほか、契約担当者が当該物品・委託等の種類又は性質により次の各号に定める資格要件を設けたときは、入札参加者は当該資格を有する者でなければならない。

（１）千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、一定の等級格付であること

（２）県内に本店または営業所等があること

（３）営業に関し許可又は許可等を必要とする場合において、これらを受けていること

（４）当該物品・委託等に必要な資格等を有する技術者を専任で配置できること

（５）当該物品・委託等と同種の実績を有すること

（６）前各号に定めることのほか、当該物品・委託等の種類又は性質により契約担当が必要と認める資格要件を有すること

（入札参加者の資格要件の決定）

第５条 当該物品・委託等の入札参加者の資格要件は、契約担当者が決定するものとする。

（当該物品・委託等の公告）

第６条 契約担当者は、別記第６号様式に準じて、公益財団法人千葉県産業振興センターホームページへの掲載等により当該物品・委託等の公告を行うものとする。

２ 公告期間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までを除き、公告日を含めて１０日以上とする。

３ 主務課長は、入札参加を希望する者に、当該公告の写し及び当該物品・委託等の概要

を配布するものとする。

(資格確認の申請)

第7条 当該物品・委託等の入札に参加を希望する者は、別記第4号様式による一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認資料」という。）に必要事項を記載し、申請期限日までに提出しなければならない。

(入札説明書等の縦覧・配布)

第8条 主務課長は、必要に応じ、公告後速やかに、当該物品・委託等に係る契約書案、入札約款及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の縦覧又は配布を行うものとする。

(確認結果の通知)

第9条 契約担当者は、資格確認資料の確認結果については、原則として申請期限日から15日以内に別記第5号様式により通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第10条 資格がないと認められた者は、前条の通知の日から7日以内に、書面をもって契約担当者に説明を求めることができる。

2 前項の説明に対する回答は、書面を受領してから3日以内に行うものとする。

(入札の執行等)

第11条 入札は資格確認の結果、資格を有すると認められた者において、執行する。

2 入札参加者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札をしなければならない。この場合において入札説明書等について疑義がある時は関係職員の説明を求めることができる。

3 入札参加者又はその代理人は、別記第1号様式により入札書を作成し、公告に指定した日時までに入札箱に投入しなければならない。

4 入札参加者は代理人をして入札をさせる時は別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

6 入札参加者又はその代理人は、契約担当者から指示があった場合は、入札の前に別記第7号様式による履行証明書を提出しなければならない。

7 入札参加者又はその代理人は当該入札について、他の入札参加者の代理をすることができない。

8 入札参加者は、入札書を入札箱に投函した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第12条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者は、公告に示した時刻（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者は、入札を辞退するときは、以下の定めるところにより提出するものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別記第8号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。

(2) 入札執行中にあつては、別記第8号様式による入札辞退届又はその旨を明記した別

記第1号様式による入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第13条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに別記第1号様式による入札書又は別記第8号様式による辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取り止め等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第15条 次の各号の一に該当するときは無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに談合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(秘密の保持)

第17条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還せず、また公表しないものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第18条 当該物品・委託等に係る入札において、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（特に最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者）を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。

ただし、低入札価格調査制度の適用を受ける入札において、主務課長の定める額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書きの場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

- 第19条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（再度入札）

- 第20条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、次の各号の一に該当する者とする。

ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

（1）最低制限価格を下回らない入札をした者

（2）第18条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者

（契約の締結）

- 第21条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札者はその効力を失う。

（契約の保証）

- 第22条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

（1）当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関等の保証

（2）当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（3）契約保証金の納付

（4）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第4号に掲げる保証を付したときは、当

該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申し立て)

第23条 入札した者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(入札結果の公表)

第24条 主務課長は、落札者の決定後、公益財団法人千葉県産業振興センターホームページ等により速やかに入札結果を公表するものとする。

(その他)

第25条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

2 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この約款は平成19年10月1日から施行する。

(施行期日)

この約款は平成21年12月1日から施行する。

(施行期日)

この約款は平成23年5月2日から施行する。

(施行期日)

この約款は平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この約款は平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この約款は令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この約款は令和2年12月28日から施行する。

(施行期日)

この約款は令和6年4月1日から施行する。